平成２４年（フ）第４１号
長野県伊那市山寺1595番地１　みるきいアパート101号
債務者　北原　　恵
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
長野地方裁判所伊那支部
平成２４年（フ）第１４９号
広島県福山市三吉町４丁目７番31号
債務者　小川　道子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２４年（フ）第１５０号
広島県福山市曙町３丁目25番17号　113、旧住所広島県福山市多治米町４丁目10番10号
債務者　宮澤　正徳
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２４年（フ）第１５１号
広島県福山市三吉町５丁目２番７号ニューシティ壱番館202
債務者　嘉村　慎也
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２４年（フ）第１５４号
広島県福山市山手町４丁目４番６号クレスト山手201
債務者　石川　公洋
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２４年（フ）第８７号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷326番地５
債務者　上籠　藤治
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
平成２４年（フ）第１５２号
神奈川県横須賀市平作２丁目19番32号
債務者　長澤　勝幸
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２４年（フ）第１５３号
神奈川県横須賀市平作２丁目19番32号
債務者　長澤　千鶴（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２４年（フ）第１６４号
神奈川県横須賀市西浦賀３丁目30番27号
債務者　鈴木　明美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２４年（フ）第３９２号
熊本県合志市須屋2531番地８
債務者　吉田　容子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２４年（フ）第３９３号
熊本県宇土市古保里町761番地１
債務者　八木田正裕
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２４年（フ）第１８４号
青森県むつ市大畑町中島78番地43
債務者　花田　雅未
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第２０１号
青森市桂木１丁目１番９号
債務者　葛西　悦子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第１２１２号
名古屋市千種区千種３丁目11番２号　セザール今池104号
債務者　中西淳二こと　中西　淳二
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第１２７６号
名古屋市天白区元八事２丁目136番地
債務者　山田　　功
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第８０号
青森県八戸市大字白銀町字姥畑３番地11　エクセルトーノ１階Ｋ号室、前住所岩手県二戸市浄法寺町小平９番地
債務者　堀内　　翼
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２０９号
千葉市若葉区小倉台４丁目20番16号
破産者　有限会社ヘアーカルチャー・セキ
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（フ）第３３３号
千葉市若葉区千城台南４丁目13番１号　和陽園
破産者　平林　　博
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係